

入札番号 No.1

入札公告

次のとおり一般競争入札（尾道市公有財産売却）を行いますので、尾道市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）第 26 条に基づき公告します。

なお、本件は、紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により行う案件であり、入札に関する手続き等については、尾道市インターネット公有財産（消防自動車）売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）が適用されます。

令和 7 年 5 月 1 5 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 売却予定物件

財産区分	財産名称	初年度登録	走行距離 (km)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
消防自動車	はしご付消防自動車 (日野:20m)	平成 18 年 12 月	26,658	1,100,000	110,000

2 入札参加者の条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に該当すると認められる方
- (2) 市ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である場合
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方（ただし、代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。）
- (7) 年齢が 18 歳未満の者（ただし、その親権者等が代理人として参加する場合を除く。）

3 入札方法

公有財産売却システムにより行う。

4 参加申込み

入札に参加を希望する者は、公有財産売却システム上で参加申込みの手続を行った上で、本市に必要な書類を期日までに提出しなければならない。

(1) 申込み期間

令和7年6月6日（金）13時から同年6月23日（月）14時まで

(2) 申込み方法

公有財産売却システムによる申込み

(3) 提出書類

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 個人の場合は、本人確認書類の写し（公的機関が発行した「運転免許証」「住民票」等）

エ 法人の場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写しも可）、役員等一覧（登記事項証明書に登載されている役員の方（代表者・監査役を含む。）全員について記載）及び代表者の身分証の写し（免許証等）

オ 委任状（法人の代表者が従業員に入札手続きを委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要）

※受付期間内に申込書等の必要書類を提出しない者及び入札資格がないと認められた者は、入札に参加することはできない。

(4) 提出先

〒722-0051

広島県尾道市東尾道18番地2

尾道市消防局総務課

(5) 提出期限

令和7年6月23日（月）当日消印有効

(6) その他

ア 参加申込みに要する費用は、申込者の負担となる。

イ 参加に必要な提出書類については、返却しない。

5 入札保証金

入札に参加を希望する者は、本市が定めた入札保証金を納付しなければならない。

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10とする。

(2) 納付方法は、クレジットカードとする。

(3) 納付期間は、令和7年6月6日（金）13時から同年6月23日（月）14時までとする。

- (4) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返金する。
- (5) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は本市に帰属するものとする。
- (6) 入札保証金には利子を付さない。

6 現車確認

(1) 日時

令和7年6月9日（月）から同年6月19日（木）までの10時～15時（土日を除く。）

(2) 場所

広島県尾道市東尾道18番地2 尾道市消防局敷地内

7 入札期間

令和7年7月8日（火）13時から同年7月15日（火）13時まで

8 無効入札に関する事項

地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

9 落札者の決定

(1) 日時

令和7年7月17日（木）17時

(2) 場所

広島県尾道市東尾道18番地2

尾道市消防局4階事務室

(3) 決定方法

入札期間終了後、公有財産売却システムにより行われた入札のうち、入札価格が予定価格以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

10 契約に関する事項

(1) 契約方法

契約の際には本市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して尾道市消防局に直接持参又は郵送してください。

ア 個人の場合は本人確認書類の写し（運転免許証及び住民票等）

イ 法人の場合は登記事項証明書の写し（発行後 3 か月以内）

ウ その他、契約書を送付する際に別途指示する書類

(2) 契約締結期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時

(3) 契約保証金

落札者が納付した入札保証金を契約保証金に全額充当する。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

尾道市ホームページで随時公開

11 売払代金の納付

(1) 売払代金の金額

落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となる。

(2) 売払代金の納付期限

令和 7 年 7 月 29 日（火）14 時 30 分

12 公有財産の権利移転

(1) 権利及び危険負担の移転時期は、引き渡しのとします。その後、市の責めに帰すべき事由なくして当該物件が毀損又は滅失した場合における損害の負担は、落札者が負うこととします。

(2) 本市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。

(3) 落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

13 物品の引渡し

売却代金納付時の現状のままで、直接引き渡します。引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

また、落札された車両は一時登録抹消の状態となっているため、落札者は再登録に係る一切の費用を自らの負担で「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んで登録及び検査を行っていただく必要があります。

(1) 引き渡し期間

契約締結及び売払代金納入後から令和 7 年 8 月 6 日（水）17 時まで

(2) 引き渡し場所

広島県尾道市東尾道 18 番地 2 尾道市消防局

14 その他

この公告に記載するもののほか、必要な事項については、尾道市契約規則及び尾道市インターネット公有財産（消防自動車）売却ガイドラインの定めるところによる。

15 入札及び契約に関する事務を担当する部署

担当部署 尾道市消防局総務課

所在地 〒722-0051 広島県尾道市東尾道1番地2

TEL 0848-55-9121

FAX 0848-55-9132

MAIL shobo.somu@city.onomichi.hiroshima.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札（尾道市公有財産売却）を行いますので、尾道市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）第 26 条に基づき公告します。

なお、本件は、紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により行う案件であり、入札に関する手続き等については、尾道市インターネット公有財産（消防自動車）売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）が適用されます。

令和 7 年 5 月 1 5 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 売却予定物件

財産区分	財産名称	初年度登録	走行距離 (km)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
救急自動車	高規格救急自動車 (トヨタ:ハイエース)	平成 26 年 11 月	236,621	550,000	55,000

2 入札参加者の条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に該当すると認められる方
- (2) 市ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である場合
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方（ただし、代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。）
- (7) 年齢が 18 歳未満の者（ただし、その親権者等が代理人として参加する場合を除く。）

3 入札方法

公有財産売却システムにより行う。

4 参加申込み

入札に参加を希望する者は、公有財産売却システム上で参加申込みの手続を行った上で、本市に必要な書類を期日までに提出しなければならない。

(1) 申込み期間

令和7年6月6日（金）13時から同年6月23日（月）14時まで

(2) 申込み方法

公有財産売却システムによる申込み

(3) 提出書類

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 個人の場合は、本人確認書類の写し（公的機関が発行した「運転免許証」「住民票」等）

エ 法人の場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写しも可）、役員等一覧（登記事項証明書に登載されている役員の方（代表者・監査役を含む。）全員について記載）及び代表者の身分証の写し（免許証等）

オ 委任状（法人の代表者が従業員に入札手続きを委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要）

※受付期間内に申込書等の必要書類を提出しない者及び入札資格がないと認められた者は、入札に参加することはできない。

(4) 提出先

〒722-0051

広島県尾道市東尾道18番地2

尾道市消防局総務課

(5) 提出期限

令和7年6月23日（月）当日消印有効

(6) その他

ア 参加申込みに要する費用は、申込者の負担となる。

イ 参加に必要な提出書類については、返却しない。

5 入札保証金

入札に参加を希望する者は、本市が定めた入札保証金を納付しなければならない。

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10とする。

(2) 納付方法は、クレジットカードとする。

(3) 納付期間は、令和7年6月6日（金）13時から同年6月23日（月）14時までとする。

- (4) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返金する。
- (5) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は本市に帰属するものとする。
- (6) 入札保証金には利子を付さない。

6 現車確認

(1) 日時

令和7年6月9日（月）から同年6月19日（木）までの10時～15時（土日を除く。）

(2) 場所

広島県尾道市東尾道18番地2 尾道市消防局敷地内

7 入札期間

令和7年7月8日（火）13時から同年7月15日（火）13時まで

8 無効入札に関する事項

地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

9 落札者の決定

(1) 日時

令和7年7月17日（木）17時

(2) 場所

広島県尾道市東尾道18番地2

尾道市消防局4階事務室

(3) 決定方法

入札期間終了後、公有財産売却システムにより行われた入札のうち、入札価格が予定価格以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

10 契約に関する事項

(1) 契約方法

契約の際には本市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して尾道市消防局に直接持参又は郵送してください。

ア 個人の場合は本人確認書類の写し（運転免許証及び住民票等）

イ 法人の場合は登記事項証明書の写し（発行後 3 か月以内）

ウ その他、契約書を送付する際に別途指示する書類

(2) 契約締結期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時

(3) 契約保証金

落札者が納付した入札保証金を契約保証金に全額充当する。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

尾道市ホームページで随時公開

11 売払代金の納付

(1) 売払代金の金額

落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となる。

(2) 売払代金の納付期限

令和 7 年 7 月 29 日（火）14 時 30 分

12 公有財産の権利移転

(1) 権利及び危険負担の移転時期は、引き渡しのとします。その後、市の責めに帰すべき事由なくして当該物件が毀損又は滅失した場合における損害の負担は、落札者が負うこととします。

(2) 本市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。

(3) 落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

13 物品の引渡し

売却代金納付時の現状のままで、直接引き渡します。引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

また、落札された車両は一時登録抹消の状態となっているため、落札者は再登録に係る一切の費用を自らの負担で「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んで登録及び検査を行っていただく必要があります。

(1) 引き渡し期間

契約締結及び売払代金納入後から令和 7 年 8 月 6 日（水）17 時まで

(2) 引き渡し場所

広島県尾道市東尾道 18 番地 2 尾道市消防局

14 その他

この公告に記載するもののほか、必要な事項については、尾道市契約規則及び尾道市インターネット公有財産（消防自動車）売却ガイドラインの定めるところによる。

15 入札及び契約に関する事務を担当する部署

担当部署 尾道市消防局総務課

所在地 〒722-0051 広島県尾道市東尾道1番地2

TEL 0848-55-9121

FAX 0848-55-9132

MAIL shobo.somu@city.onomichi.hiroshima.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札（尾道市公有財産売却）を行いますので、尾道市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）第 26 条に基づき公告します。

なお、本件は、紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により行う案件であり、入札に関する手続き等については、尾道市インターネット公有財産（消防自動車）売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）が適用されます。

令和 7 年 5 月 1 5 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 売却予定物件

財産区分	財産名称	初年度登録	走行距離 (km)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
救急自動車	高規格救急自動車 (トヨタ:ハイエース)	平成 21 年 10 月	338,531	350,000	35,000

2 入札参加者の条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に該当すると認められる方
- (2) 市ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である場合
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方（ただし、代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。）
- (7) 年齢が 18 歳未満の者（ただし、その親権者等が代理人として参加する場合を除く。）

3 入札方法

公有財産売却システムにより行う。

4 参加申込み

入札に参加を希望する者は、公有財産売却システム上で参加申込みの手続を行った上で、本市に必要な書類を期日までに提出しなければならない。

(1) 申込み期間

令和7年6月6日（金）13時から同年6月23日（月）14時まで

(2) 申込み方法

公有財産売却システムによる申込み

(3) 提出書類

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 個人の場合は、本人確認書類の写し（公的機関が発行した「運転免許証」「住民票」等）

エ 法人の場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写しも可）、役員等一覧（登記事項証明書に登載されている役員の方（代表者・監査役を含む。）全員について記載）及び代表者の身分証の写し（免許証等）

オ 委任状（法人の代表者が従業員に入札手続きを委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要）

※受付期間内に申込書等の必要書類を提出しない者及び入札資格がないと認められた者は、入札に参加することはできない。

(4) 提出先

〒722-0051

広島県尾道市東尾道18番地2

尾道市消防局総務課

(5) 提出期限

令和7年6月23日（月）当日消印有効

(6) その他

ア 参加申込みに要する費用は、申込者の負担となる。

イ 参加に必要な提出書類については、返却しない。

5 入札保証金

入札に参加を希望する者は、本市が定めた入札保証金を納付しなければならない。

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10とする。

(2) 納付方法は、クレジットカードとする。

(3) 納付期間は、令和7年6月6日（金）13時から同年6月23日（月）14時までとする。

- (4) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返金する。
- (5) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は本市に帰属するものとする。
- (6) 入札保証金には利子を付さない。

6 現車確認

(1) 日時

令和7年6月9日（月）から同年6月19日（木）までの10時～15時（土日を除く。）

(2) 場所

広島県尾道市東尾道18番地2 尾道市消防局敷地内

7 入札期間

令和7年7月8日（火）13時から同年7月15日（火）13時まで

8 無効入札に関する事項

地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

9 落札者の決定

(1) 日時

令和7年7月17日（木）17時

(2) 場所

広島県尾道市東尾道18番地2

尾道市消防局4階事務室

(3) 決定方法

入札期間終了後、公有財産売却システムにより行われた入札のうち、入札価格が予定価格以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

10 契約に関する事項

(1) 契約方法

契約の際には本市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して尾道市消防局に直接持参又は郵送してください。

ア 個人の場合は本人確認書類の写し（運転免許証及び住民票等）

イ 法人の場合は登記事項証明書の写し（発行後 3 か月以内）

ウ その他、契約書を送付する際に別途指示する書類

(2) 契約締結期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時

(3) 契約保証金

落札者が納付した入札保証金を契約保証金に全額充当する。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

尾道市ホームページで随時公開

11 売払代金の納付

(1) 売払代金の金額

落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となる。

(2) 売払代金の納付期限

令和 7 年 7 月 29 日（火）14 時 30 分

12 公有財産の権利移転

(1) 権利及び危険負担の移転時期は、引き渡しのとします。その後、市の責めに帰すべき事由なくして当該物件が毀損又は滅失した場合における損害の負担は、落札者が負うこととします。

(2) 本市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。

(3) 落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

13 物品の引渡し

売却代金納付時の現状のままで、直接引き渡します。引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

また、落札された車両は一時登録抹消の状態となっているため、落札者は再登録に係る一切の費用を自らの負担で「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んで登録及び検査を行っていただく必要があります。

(1) 引き渡し期間

契約締結及び売払代金納入後から令和 7 年 8 月 6 日（水）17 時まで

(2) 引き渡し場所

広島県尾道市東尾道 18 番地 2 尾道市消防局

14 その他

この公告に記載するもののほか、必要な事項については、尾道市契約規則及び尾道市インターネット公有財産（消防自動車）売却ガイドラインの定めるところによる。

15 入札及び契約に関する事務を担当する部署

担当部署 尾道市消防局総務課

所在地 〒722-0051 広島県尾道市東尾道1番地2

TEL 0848-55-9121

FAX 0848-55-9132

MAIL shobo.somu@city.onomichi.hiroshima.jp